

海老名市教育委員会

(令和6年 8月 定例会議事日程)

日時 令和6年8月20日(火)

午後3時30分 から

場所 えびなこどもセンター 201会議室

【教育長報告】

【審議事項】

- | | | |
|-------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 20 号 | 令和6年度(令和5年度対象)教育委員会事務の点検・評価について |
| 日程第 2 | 議案第 21 号 | 「海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則」の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 22 号 | 「海老名市学校給食費に関する条例施行規則」の一部改正について |

【報告事項】

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 4 | 報告第 24 号 | 条例改廃に係る意見の申出について(海老名市柏ヶ谷地区住居表示実施に伴う関係条例の整理に関する条例) |
| 日程第 5 | 報告第 25 号 | 海老名市立小学校及び中学校体育施設の空調設備利用に係る実費徴収要綱の改正について |
| 日程第 6 | 報告第 26 号 | 令和6年度海老名市一般会計補正予算(第4号)のうち教育に関する部分に係る意見の申出について |
| 日程第 7 | 報告第 27 号 | 物品の取得に関する意見の申出について(教育用タブレット端末等) |
| 日程第 8 | 報告第 28 号 | 令和5年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分に係る意見の申出について |
| 日程第 9 | 報告第 29 号 | 令和6年度海老名市教育委員会非常勤特別職(学校歯科医)の委嘱について |

海老名市教育委員会

令和6年度

8月定例会

【教育長報告】

1 主な事業報告

- 7月 24日(水) 教育委員会7月定例会
25日(木) 市長定例記者会見
市主催研修会
(理科・日本語・フリンクルーシブ教育・幼保小連携)
青少年健全育成連絡協議会
26日(金) 初任者ディキャンプ
市主催研修会(さくらい保育園)
雪の市民会議 in 海老名
27日(土) 県中学校総合体育大会開会式
雪でアソビナ
びなるーむ同窓会
29日(月) 都市間交流小学生登別市訪問団出発式
新発田市小学生防災キャンプリーダーズ研修出発式
市主催研修会
(図工・メンタルヘルス・道徳・社会)
30日(火) フリンクルーシブ教育調査研究部会
31日(水) 市主催研修会(SSW・ICT活用)
市ハラスメント防止研修会





- 8月 1日(木) 社会教育委員会議
かながわ考古学財団門沢橋事業所訪問
県央地区教育課程研究会
- 2日(金) 県央地区教育課程研究会
- 3日(土) 海老名市戦没者追悼式
不登校支援団体事業「学びのビューッフェ」
- 4日(日) 海老名市フルコンタクト空手道協会交流大会
- 5日(月) 学校閉庁期間(～20日)
県央地区教育課程研究会
ひびきあう教育研究発表大会発表校打合せ
- 6日(火) 須坂市副市長・森林組合職員等訪問団対応
- 7日(水) えびな中学生みらい議会
ウェザーニュース面談
ライフ・スタディサポート西部開所式
- 8日(木) 教育課題研究会
- 9日(金) 南海トラフ地震臨時情報に係る情報連絡会
海老名市フルコンタクト空手道協会面会
県市町村教育長連合会幹事会
- 16日(金) 最高経営会議
台風7号災害警戒本部会議
- 17日(土) 海老名市・太田市交流フェスタ
・海老名中吹奏楽部が太田市で音楽交流
- 18日(日) 海老名市・太田市交流フェスタ
- 20日(火) 教育委員会8月定例会
教育課題研究会





② 「夏休み」について

長い夏休みも残り一週間、こどもたちは、どんな夏休みを過ごしているのでしょうか。ご家庭では、保護者の方々が、早く学校がはじまらないかと思っていることでしょうか。

教育委員のみなさんは、子どもの頃どんな夏休みを過ごしていたのでしょうか。

私は、宮城県の南三陸の海の町で育ちましたので、夏休みは、午前も午後も海水浴ざんまいでした。ただ、お盆の時期からは、海に行くことができず、その後は、宿題と格闘して夏休みが過ぎていきました。

こどもの頃、伊藤文康少年にとっては、学校は、窮屈なガマンする場所だったので、夏休みは、自由な時間が限りなく続く？夢のような毎日でした。楽しかったなあ。

さて、今のこどもたちは、私たちが育った頃と違う生活環境の中で、こどもどうしで、こどもだけで、過ごす時間はどれくらいあるのでしょうか。

私は、学校から帰ると、それが毎日でした。毎日、近所の異年齢のこども集団で、暗くなるまで遊んでいました。

夏休みは、なんとそれが一日中でした。

なにをやるか、どこに行くか、自分たちで決めていました。そして、夢中になって遊びました。知らず知らずに、安全に遊べるように、大きいこどもは小さいこどもの面倒を見ていました。ゲームをするときは、みんなが楽しめるように小さいこどもには、特別ルールがありました。

自分たちで考えて工夫していました。

また、私は、田舎育ちなので、無料の自然体験を長い時間をかけて積み重ね、花を摘み、虫や魚を捕まえて、殺生を重ねる中で、命の尊さを学んだような気がします。

夏休み、今は時代が違うといえはそのとおりですが、私としては、こどもたちに、たっぷりと時間をかけて、多くのさまざまなこどもたちといっしょに、自分たちで考えて、自分たちで決めて、自分たちで工夫して、夢中になって遊んでほしいと思うのです。

夏休みに入り、そんなことを懐かしく思い出しながら、あれこれ思い考えたところです。

以上です。



議案第 20 号

令和6年度（令和5年度対象）教育委員会事務の点検・評価について

令和6年度（令和5年度対象）教育委員会事務の点検・評価について、議決を求める。

令和6年8月20日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

令和6年度（令和5年度対象）教育委員会事務の点検・評価を決定し、報告書を作成したいため

令和 6 年度（令和 5 年度対象）教育委員会事務の点検・評価について

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和 6 年度（令和 5 年度対象）教育委員会事務の点検・評価を決定し、報告書を作成したい。

2 点検・評価報告書案

別冊「令和 6 年度（令和 5 年度対象）教育委員会事務の点検・評価報告書」のとおり

3 今後のスケジュール

令和 6 年 8 月 20 日	定例教育委員会 決定
9 月 18 日	政策会議 報告
9 月 27 日	最高経営会議 報告
同日以降	市議会に提出 ホームページで公表

4 関係法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

議案第 21 号

「海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則」の一部改正
について

「海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則」の一部改正について、
議決を求める。

令和6年8月20日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

柏ヶ谷地区等の住居表示の実施に伴い、所要の改正を行いたいため

「海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則」の一部改正について

学校の通学区域を定めている「海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則」について、住居表示実施に伴い改正を行う必要が生じたため、上程するものです。

1 対象となる学校

海老名小学校、柏ヶ谷小学校、有鹿小学校、大谷小学校、中新田小学校、杉本小学校
柏ヶ谷中学校

※ 海老名中学校、大谷中学校は当該住所に関する通学区域の表記がそれぞれ「海老名小学校通学区域」、「大谷小学校通学区域」となるため、改正の必要はありません。

2 改正内容

別添改正文のとおり

3 その他

住居表示にあわせて、一部既存の通学区域の線引きの変更を行います。いずれも現在通学している児童、生徒はいません。なお、関係する学校長にも説明し、了承を得ております。

①柏ヶ谷一丁目 25 番：駅敷地全域が該当。現在は敷地の一部にかかる形で通学区域が分かれている。

②中央五丁目：勝瀬と大谷の境界で通学区域を設定していたが、統合して中央五丁目となるため、全体を海老名小中学校区域とする。現在、大谷中学校区域に住居が 1 軒あるが、就学、未就学を含めて子どもはいない。

4 施行日

令和 6 年 9 月 30 日

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成２年教委規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１ 小学校通学区域の表海老名小学校の項中

「	中央三丁目	を
		」
「	中央三丁目 中央四丁目１番から１３番まで、１４番の一部、１５番、１６番の一部 中央五丁目	に、「８３番地」を「
		」

１７３番地」に改め、

「	大谷６５番地から６９番地まで 河原口１３５６番地から１３６０番地まで、１３６４番地から１３８７番地まで、１５１０番地から１６０５番地まで	を削り、同表柏ヶ谷小
		」

学校の項中

「	柏ヶ谷５５５番地から５９４番地まで、６０９番地から６９６番地まで、７０６番地から７１３番地まで、８５６番地から１０００番地まで、１０３２番地から１１５０番地まで	を
---	--	---

「	柏ヶ谷一丁目 柏ヶ谷二丁目 柏ヶ谷三丁目	」 に改め、同表有鹿小学 」
---	--	------------------------------

校の項中

「	河原口五丁目 河原口872番地、929番地から981番地まで、987番地から1029番地まで、1334番地から1355番地まで、2499番地、2548番地	」 を 」 「 河原口五丁目 河原口六丁目 河原口872番地 に改め、同表大谷小学 」
---	--	---

校の項中

「	大谷 1 番地から 4 番地まで、30番地から35番地まで、59番地から64番地まで、234番地から364番地まで	」 を 」 「 大谷234番地から364番地まで に改め、同表中新田小 」
---	---	---

学校の項中

「	河原口1304番地から1310番地まで、1313番地から1333番地まで、1361番地から1363番地まで	を
」		
「	河原口1304番地から1310番地まで 中央四丁目14番の一部、16番の一部	に改め、同表杉本小学
」		

校の項中

「	柏ヶ谷 1 番地から553番地まで、600番地から608番地 まで、700番地から705番地まで、719番地から819番地 まで	を
」		
「	柏ヶ谷四丁目 柏ヶ谷五丁目 柏ヶ谷六丁目	に改める。
」		

別表第 1 中学校通学区域の表柏ヶ谷中学校の項中

「	柏ヶ谷 1 番地から1150番地まで	を
」		
「	柏ヶ谷四丁目 柏ヶ谷五丁目 柏ヶ谷六丁目	に改める。
」		

」

別表第 2 中

「

河原口 872 番地、929 番地から 981 番地まで、987 番地から 1029
番地まで、1334 番地から 1355 番地まで

を

」

「

河原口 六丁目
河原口 872 番地

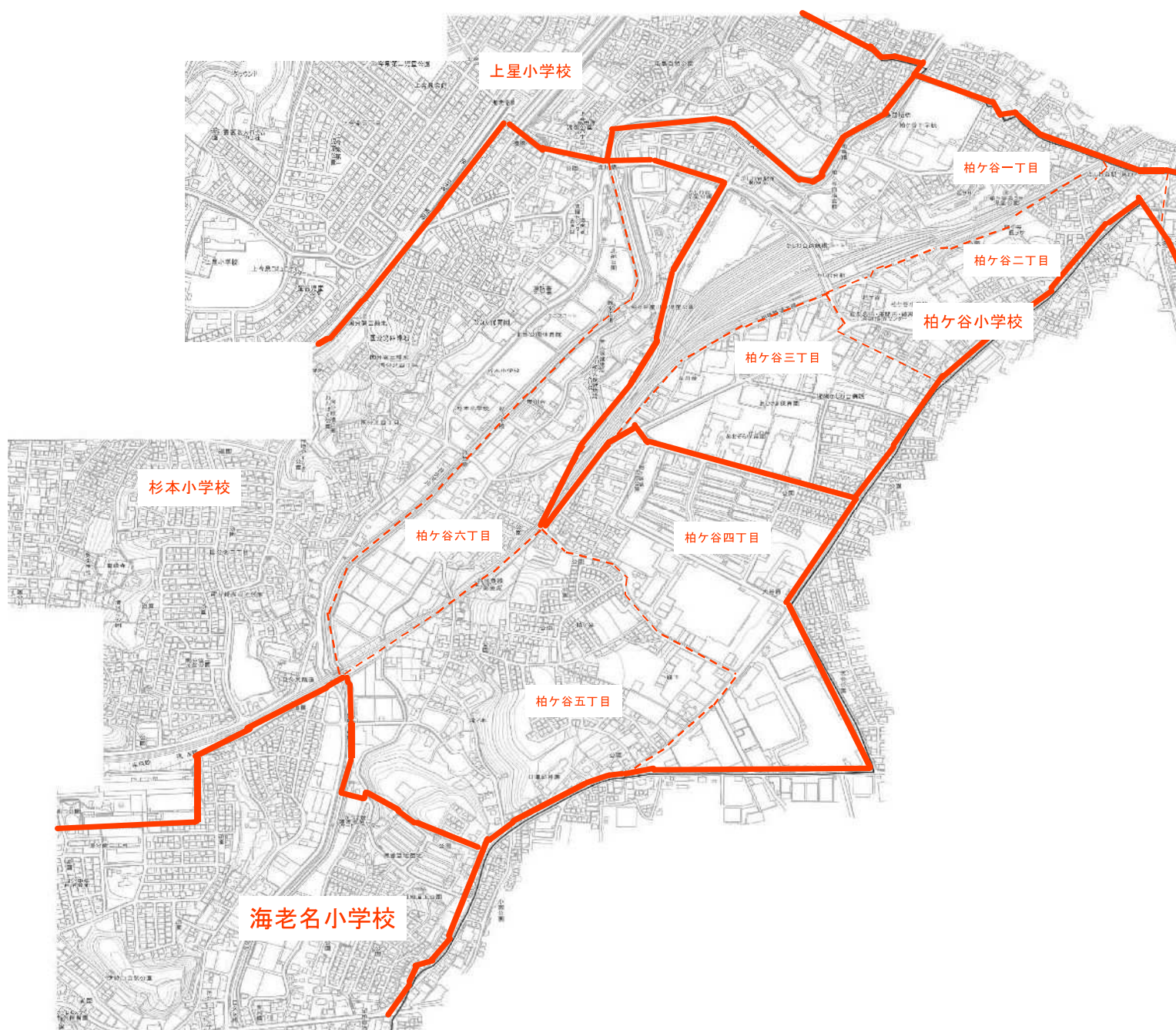
に改める。

」

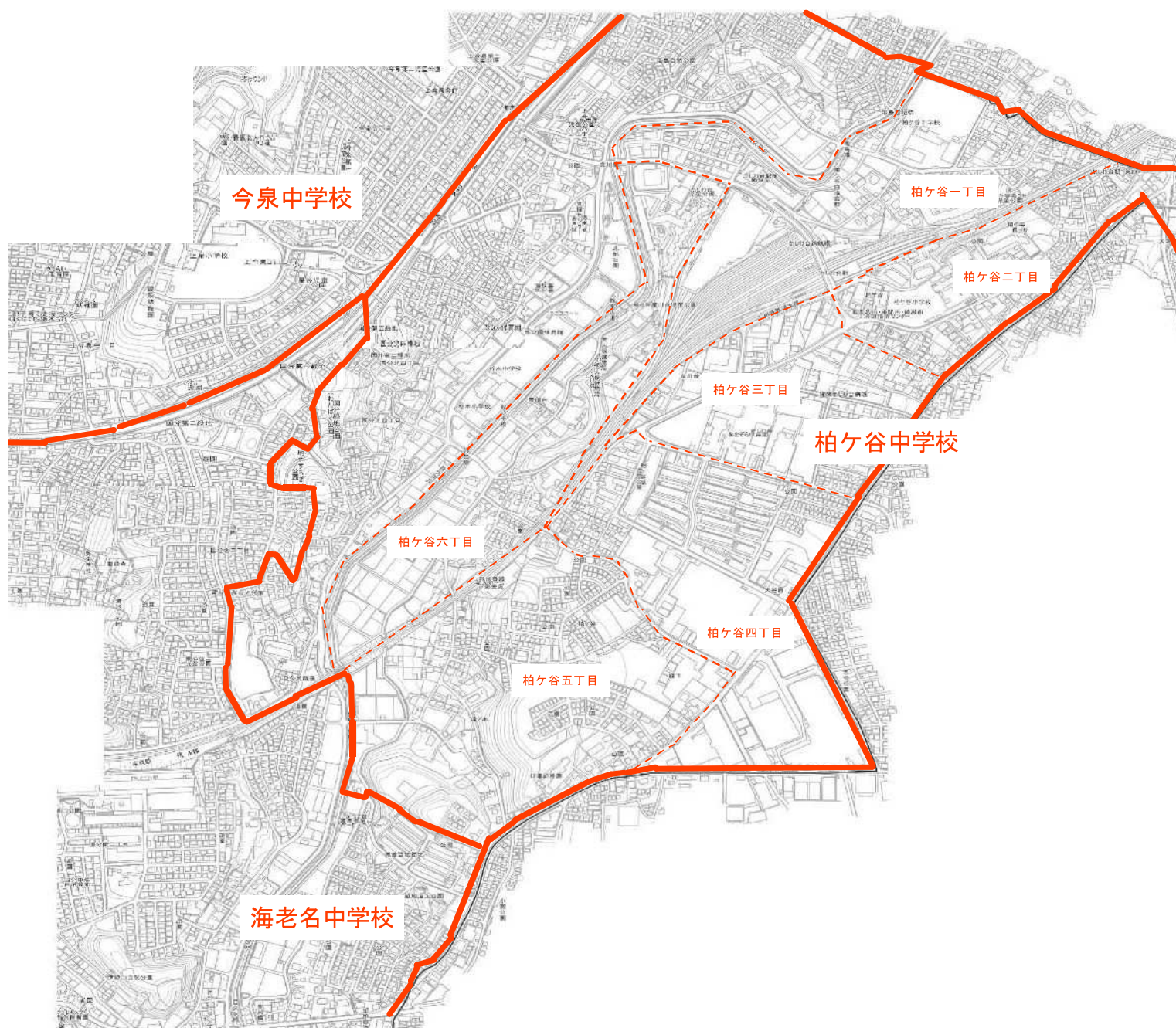
附 則

この規則は、令和 6 年 9 月 3 0 日から施行する。

小学校区（柏ヶ谷）



中学校区（柏ヶ谷）



議案第 22 号

「海老名市学校給食費に関する条例施行規則」の一部改正について

「海老名市学校給食費に関する条例施行規則」の一部改正について、議決を求める。

令和6年8月20日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市学校給食費に関する条例施行規則で定める様式等を見直しを行いたいため

海老名市学校給食費に関する条例施行規則(平成23年規則第26号)の改正について

標記規則について、法令の改廃に伴う手当漏れ対応及び事務の運用変更に伴って様式に変更を加える部分等がありますので、最高経営会議で了承を受けた上で規則改正を行います。

1 条例施行規則名称

海老名市学校給食費に関する条例施行規則(平成23年規則第26号)

2 改正内容

① 第 8 条第 1 号で引用する児童手当法の条項を改める。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)において、「第22条の3第1項」→「第21条」に改正されていたため、当該部分の手当漏れ対応を行うもの。)

② 第 1 号様式(海老名市学校給食の内容に関する連絡書)の内容を改める。(当該様式に還付金振込口座情報の記載欄を追加するもの。)

③ 別表第 2 の 3 の項について、学級閉鎖等における学校給食費の減額の取扱いを記載する。

【現行】市が学校給食を実施する日において、アレルギー、病気、事故その他の理由により学校給食を受けることができない日が連続して4日を超え、かつ、納入義務者が第4条の規定による連絡をしなかった場合

【改正案】市が学校給食を実施する日において、アレルギー、病気、事故その他の理由により学校給食を受けることができない日が連続して4日を超え、かつ、納入義務者が第4条の規定による連絡をしなかった場合 又は学校閉鎖、学年閉鎖及び学級閉鎖により学校給食を受けることができない日が連続して4日を超える場合

3 その他

上記2の③については、現行の運用に即した整理を行うものであり、学校給食費の減額方法を変更するものではありません。

4 今後の予定

政策会議 令和6年9月18日

最高経営会議 令和6年9月27日

公布・施行 令和6年10月中旬 ※就学時健康診断より前に公布・施行予定

報告第 24 号

条例改廃に係る意見の申出について（海老名市柏ヶ谷地区住居表示実施に伴う関係条例の整理に関する条例）

条例改廃に係る意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し申出したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月20日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

海老名市柏ヶ谷地区住居表示実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に伴う条例改廃について、意見の申出を行ったため

条例改廃に係る意見の申出について（海老名市柏ヶ谷地区住居表示
実施に伴う関係条例の整理に関する条例）

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行った。

2 教育長の臨時代理

海老名市議会に上程すべき条例案について、市長が専決処分したいため、それにあたり 7 月 30 日付けで市長から意見を求められたが、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行った。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

海老名市柏ヶ谷地区住居表示実施に伴う関係条例の整理に関する条例

4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

5 教育委員会からの申出文書

別紙のとおり

6 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。



海文発第7号

令和6年7月30日

海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内野 優



条例の改廃に関し意見を求めることについて

このことについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴教育委員会の意見を求める。

記

海老名市柏ヶ谷地区住居表示実施に伴う関係条例の整理に関する条例（被改正条例のうち貴教育委員会が所管する条例は、海老名市立の学校の設置に関する条例）

専決第 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記の
条例を別紙のとおり専決処分する。

令和6年 月 日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市柏ヶ谷地区住居表示実施に伴う関係条例の整理に関する条例

理由

条例の趣旨を変えない軽易な字句等の改正のため

海老名市柏ヶ谷地区住居表示実施に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年 月 日

海老名市長

海老名市条例第 号

海老名市柏ヶ谷地区住居表示実施に伴う関係条例の整理に関する条例

（海老名市市営住宅条例の一部改正）

第1条 海老名市市営住宅条例（平成9年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表ブランドールかしわ台の項中「柏ヶ谷544番地の4」を「柏ヶ谷四丁目2番12号」に改める。

（海老名市自転車等駐車場条例の一部改正）

第2条 海老名市自転車等駐車場条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1かしわ台駅自転車等置場の項中「柏ヶ谷658番地5」を「柏ヶ谷三丁目658番地5」に改める。

（海老名市立の学校の設置に関する条例の一部改正）

第3条 海老名市立の学校の設置に関する条例（昭和47年条例第13号）の一部を次のように改正する。

本則の表海老名市立柏ヶ谷小学校の項中「柏ヶ谷1,090番地」を「柏ヶ谷二丁目6番1号」に改め、同表海老名市立柏ヶ谷中学校の項中「柏ヶ谷884番地」を「柏ヶ谷一丁目13番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年9月30日から施行する。

海教総収第 207 号

令和 6 年 8 月 6 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



条例改廃に係る意見の申出について（海老名市柏ヶ谷地区住居表示
実施に伴う関係条例の整理に関する条例）

令和 6 年 7 月 30 日付け海文発第 7 号にて意見照会があった件については、異論は
ありません。

担当：教育総務課総務係

片山（内線 84-611）

報告第 25 号

海老名市立小学校及び中学校体育施設の空調設備利用に係る実費徴収要
綱の改正について

海老名市立小学校及び中学校体育施設の空調設備利用に係る実費徴収要綱の改正に
ついて、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教
委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和6年8月20日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

海老名市立小学校及び中学校体育施設の空調設備利用に係る実費徴収要綱の改正を
行ったため

海老名市立小学校及び中学校体育施設の空調設備利用に係る実費徴収要綱 の改正について

1 概 要

令和3年7月1日に制定した標記の要綱について、新たに空調設備を設置した3校を追加する改正を行ったため、報告する。

なお、外部団体の空調設備の利用開始が9月1日からであるため、標記要綱は9月1日から施行する。

2 新規空調設置校

柏ヶ谷小学校、門沢橋小学校、海老名中学校

※ 既設置校：中新田小学校、上星小学校、柏ヶ谷中学校

3 改正した要綱

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年9月1日

5 経過及び今後のスケジュール

令和6年8月6日 制定

20日 定例教育委員会 報告

9月1日 施行

海老名市立小学校及び中学校体育施設の空調設備利用に係る実費徴収要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市立小学校及び中学校の体育施設（以下「学校体育施設」という。）の空調設備を利用する際に要する実費の徴収に関し、必要な事項を定める。

(実費負担及び実費額)

第2条 市長は、別表に掲げる学校体育施設の利用者が当該施設の空調設備を利用するとき、その実費を徴収する。

2 実費の額は、1時間当たり200円とする。

(実費の不徴収)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、実費は徴収しないものとする。

- (1) 市が実施する事業で使用するとき。
- (2) 教育委員会が実施する事業で使用するとき。
- (3) その他これに準ずるものとして市長が認めたとき。

(徴収方法)

第4条 実費の徴収は、学校体育施設に設置するコインタイマーにより行う。

(既納実費の還付)

第5条 既納の実費は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責に帰さない理由により利用ができなくなったとき。
- (2) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年９月１日から施行する。

《令和３年７月１日制定》

《令和６年８月６日改正》

別表（第 2 条関係）

小中学校の別	学校名
小学校	柏ヶ谷小学校
	上星小学校
	中新田小学校
	門沢橋小学校
中学校	海老名中学校
	柏ヶ谷中学校

令和6年度海老名市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

令和6年度海老名市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し申出したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月20日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

令和6年度海老名市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出を行ったため

令和 6 年度海老名市一般会計補正予算（第 4 号）のうち教育に関する部分 に係る意見の申出について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行った。

2 教育長の臨時代理

令和 6 年第 3 回海老名市議会定例会に上程する補正予算案について、8 月 9 日付けで市長から意見を求められたが、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行った。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和 6 年度海老名市一般会計補正予算（第 4 号）のうち教育に関する部分

4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

5 教育委員会からの申出文書

別紙のとおり

6 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。



海文発第8号
令和6年8月9日

海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内 野



令和6年度海老名市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に関する事務に係る部分の意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和6年度海老名市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 土屋 内線5262

海教総収第 236 号

令和 6 年 8 月 16 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



令和 6 年度海老名市一般会計補正予算（第 4 号）のうち教育に関する
部分に係る意見の申出について

令和 6 年 8 月 9 日付け海文発第 8 号にて意見照会があった件については、異論は
ありません。

担当：教育総務課総務係

片山（内線 84-611）

令和6年度 海老名市一般会計補正予算（第4号）【教育委員会所管部分】

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(単位：千円)

款・項・目・節・細節	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
15 県支出金	—	3,940,212	106,554	4,046,766	
2 県補助金	—	1,051,775	106,554	1,158,329	
7 教育費県補助金	—	231,834	34,613	266,447	
3 教育総務費補助金	—	0	34,613	34,613	
公立学校情報機器整備事業 1 費	教育支援課	0	34,613	34,613	県補助金を活用し、タブレット端末の更新を前倒し たため

(2) 歳出

(単位：千円)

款・項・目・細目・細々目	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
10 教育費					
1 教育総務費		5,953,917	138,400	6,092,317	
2 事務局費		2,639,649	63,533	2,703,182	
8 I C T教育推進事業費		1,165,449	33,533	1,198,982	
1 I C T教育推進事業費	教育支援課	288,240	17,593	305,833	県補助金を活用し、タブレット端末の更新を前倒しするとともに、使用頻度の増加に伴って故障が増加したことから、修理費を増額したため
3 学校給食費		1,399,293	30,000	1,429,293	
6 学校給食調理経費		669,653	30,000	699,653	
1 学校給食調理経費	就学支援課	653,150	30,000	683,150	給食材料費について、物価高騰に伴う経費の増について、公費負担により対応したため

2 債務負担行為補正（追加）

（単位：千円）

事業名	所管課	期間	限度額	説明
海老名市立小学校教材購入	就学支援課	令和6年度～令和7年度	16,403	海老名市立小学校の教材整備にあたり、翌年度以降の分を年度内に契約し、年度を跨いで実施したため
海老名市立中学校教材購入	就学支援課	令和6年度～令和7年度	4,625	海老名市立中学校の教材整備にあたり、翌年度以降の分を年度内に契約し、年度を跨いで実施したため

報告第 27 号

物品の取得に関する意見の申出について（教育用タブレット端末等）

物品の取得に関する意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し申出したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月20日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

物品の取得に関する意見の申出を行ったため

物品の取得に関する意見の申出について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出をした。

2 教育長の臨時代理

8 月 16 日付けで市長から意見を求められたが、本件は令和 6 年第 3 回海老名市議会定例会本会議に上程予定であり、その対応に急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出をした。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

物品の取得について（令和 6 年度教育用タブレット端末等）

4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

5 教育委員会からの申出文書

別紙のとおり

6 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。



海文発第10号
令和6年8月16日

海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内 野



物品の取得に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、別添、物品の取得に関し、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 土屋 内線5262

議案第 49 号

物品の取得について（令和 6 年度教育用タブレット端末等）

令和 6 年度教育用タブレット端末等の取得について、下記のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 13 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 27 日提出

海老名市長 内 野 優

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 6 年度教育用タブレット端末等購入 |
| 2 | 物品名及び数量 | 教育用タブレット端末等 644 セット |
| 3 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 4 | 契約金額 | 一金 34,727,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 神奈川県横浜市中区山下町 198 番地
東日本電信電話株式会社
執行役員 神奈川事業部長 相原 朋子 |

提案理由

議会の議決を得た上、財産を取得したいため

参考資料

令和6年度教育用タブレット端末等購入

入札方法	条件付一般競争入札
開札年月日	令和6年7月30日
落札決定日	令和6年8月2日
入札回数	1回
設計金額	38,026,912円（税込み）
予定価格	38,026,912円（税込み）
落札金額	34,727,000円（税込み）
うち消費税相当額	3,157,000円
落札者	神奈川県横浜市中区山下町198番地 東日本電信電話株式会社 執行役員 神奈川事業部長 相原 朋子

入札状況

業者名	所在地	入札金額（円）
東日本電信電話株式会社 執行役員 神奈川事業部長 相原 朋子	神奈川県横浜市中区 山下町198番地	31,570,000 (34,727,000)
株式会社ミヤダイ 代表取締役 宮台 賢一郎	神奈川県相模原市中央区 千代田七丁目12番2号	32,180,680 (35,398,748)
株式会社エス・エス・イー 代表取締役 坂巻 正雄	神奈川県海老名市 中央二丁目1番16号	辞退

※入札金額には、消費税相当額を含みません。括弧内の金額は、税込金額です。

仕様

OS	Apple iPadOS
ディスプレイ	10.2インチで、タッチパネル機能を有すること。
カメラ	インカメラ及びアウトカメラの両方を装備していること。
Wi-Fi通信機能	IEEE 802.11a/b/g/n/ac に準拠した無線LAN機能を内蔵すること。
バッテリー	8時間以上の駆動時間を有すること。
その他	キーボード、タッチペン等

海教総収第 244 号

令和 6 年 8 月 16 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



物品の取得に関する意見の申出について

令和 6 年 8 月 16 日付け海文発第 10 号にて意見照会があった件については、異論はありません。

担当：教育総務課総務係

片山（内線 84-611）

令和5年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分
に係る意見の申出について

令和5年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し申出したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月20日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

令和5年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分に係る意見の申出を行ったため

令和 5 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する
部分に係る意見の申出について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出をした。

2 教育長の臨時代理

8 月 16 日付けで市長から意見を求められたが、歳入歳出決算認定案は令和 6 年第 3 回海老名市議会定例会本会議に上程予定であり、その対応に急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出をした。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和 5 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分

4 決算認定のうち教育に関する部分

別冊「令和 5 年度 教育部 決算説明資料」のとおり

5 海老名市長からの文書

別紙のとおり

6 教育委員会からの申出文書

別紙のとおり

7 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。



海文発第9号

令和6年8月16日

海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内 野



令和5年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する事務に係る部分の意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和5年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する事務に係る部分について、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 土屋 内線5262

海教総収第 243 号

令和 6 年 8 月 16 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



令和 5 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する
部分に係る意見の申出について

令和 6 年 8 月 16 日付け海文発第 9 号にて意見照会があった件については、異論は
ありません。

担当：教育総務課総務係

片山（内線 84-611）

報告第 29 号

令和6年度海老名市教育委員会非常勤特別職（学校歯科医）の委嘱について

海老名市教育委員会非常勤特別職（学校歯科医）の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し委嘱したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月20日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

新たに非常勤特別職を委嘱したため

令和6年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

1 概要

海老名市歯科医師会より変更の申出があったため、新たに非常勤特別職を委嘱した。

2 学校歯科医について

学校歯科医：学校における歯科健康診断、健康相談、保健指導等に従事する。

3 委嘱期間

令和6年7月1日から

4 委嘱した者

氏名	委嘱等内容	備考
とくやま としひで 徳山 俊秀	新規	学校医：門沢橋小学校

5 名簿

別紙のとおり

令和6年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師名簿

令和6年7月1日現在

学 校 名	区 分	氏 名	所 在 地 ・ 機 関 名	委嘱年月日	担当校委嘱年数	
海 老 名 小 学 校	内 科	西野 善泉	国分南3-8-12 えびなキッズクリニック	H23.4.1	13	年 3 月
		村藤 大樹	扇町3-6 MACセントラルビル2F	H29.4.1	7	年 3 月
	歯 科	林 洋 紀	中新田2-11-1	H13.4.1	23	年 3 月
		大谷 武	河原口3-20-12 西山ビル2F	H25.4.1	11	年 3 月
	薬剤師	若林 豊子	柏ヶ谷719-10	H19.4.1	17	年 3 月
柏 ヶ 谷 小 学 校	内 科	細田 裕子	海老名市めぐみ町3-1 ピナガーデンズパーチ6F	R4.12.1	1	年 7 月
	歯 科	西山 幹夫	東柏ヶ谷2-21-57	S59.4.1	40	年 3 月
		盛田 健司	柏ヶ谷1052-2	H17.4.1	19	年 3 月
	薬剤師	山名 佳見	東柏ヶ谷2-12-41	H9.4.1	27	年 3 月
有 鹿 小 学 校	内 科	村藤 大樹	扇町3-6 MACセントラルビル2F	H28.7.1	8	年
	歯 科	島崎 敏樹	河原口1-18-10	H17.4.1	19	年 3 月
		村山 正史	扇町3-3-201	R2.4.1	4	年 3 月
	薬剤師	石田 達也	本郷2666-1	H28.4.1	8	年 3 月
有 馬 小 学 校	内 科	野村 雅寛	河原口2-30-28	R6.4.1	0	年 3 月
	歯 科	田辺 丈二	国分寺台1-1-14	H17.4.1	19	年 3 月
		工藤 雅範	中央3-3-18 中村第一ビル1F	R3.4.1	3	年 3 月
	薬剤師	相原 典子	相模原市南区文京2-8-2-117	S54.4.1	45	年 3 月
大 谷 小 学 校	内 科	西野 善泉	国分南3-8-12 えびなキッズクリニック	R2.4.1	4	年 3 月
	歯 科	片岡 誠	中央2-4-40 第2東宝ビル3F かたおか歯科クリニック	H19.8.1	16	年 11 月
		大澤 輝久	中新田3-8-13 府川ビル2F 大沢歯科医院	R5.4.1	1	年 3 月
	薬剤師	田所 真帆	中央3-3-1 駅前クリニックモール2F-B	H29.4.1	7	年 3 月
上 星 小 学 校	内 科	野澤 直史	国分北1-38-28	H22.4.1	14	年 3 月
	歯 科	山川 晃司	東柏ヶ谷1-6-12	S60.4.1	39	年 3 月
		大野 宏	上今泉1-20-22	H17.4.1	19	年 3 月
	薬剤師	宇都宮 毅紀	下今泉4-2-14 グランツ海老名1F	R3.4.1	3	年 3 月
中 新 田 小 学 校	内 科	大島 充一	河原口1-1-14	H10.4.1	26	年 3 月
	歯 科	鎌田 洋一	中央3-3-1 駅前クリニックモール2F-B	R4.4.1	2	年 3 月
		添原 隆史	国分寺台2-1-13	H31.4.1	5	年 3 月
	薬剤師	石坂 美幸	中新田490-2	H20.4.1	16	年 3 月

令和6年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師名簿

学 校 名	区 分	氏 名	所 在 地 ・ 機 関 名	委嘱年月日	担当校委嘱年数	
門 沢 橋 小 学 校	内 科	野村 雅寛	河原口2-30-28 こっこどもクリニック	H28.4.1	8	年 3 月
	歯 科	野間 俊行	柏ヶ谷640-2 ひまわり歯科	H17.4.1	19	年 3 月
		徳山 俊秀	東柏ヶ谷3-1-14 さがみ野駅前歯科クリニック	R6.7.1	0	年
	薬剤師	比田 真佐子	東柏ヶ谷3-17-29-101 東柏ヶ谷薬局	H20.4.1	16	年 3 月
東柏ヶ谷 小 学 校	内 科	森 博之	東柏ヶ谷2-29-18 もり整形外科・眼科	H14.4.1	22	年 3 月
	歯 科	横江 亮	社家6-1-26 しやけ駅前歯科	R3.4.1	3	年 3 月
		後藤 大作	東柏ヶ谷5-14-6 マルエツさがみ野店 2F オレンジ歯科	R4.4.1	2	年 3 月
	薬剤師	佐藤 智恵子	東柏ヶ谷3-17-29-101 東柏ヶ谷薬局	H25.4.1	11	年 3 月
社 家 小 学 校	内 科	中村 昭宏	中央1-6-1 キャップクリニック海老名	R6.4.1	0	年 3 月
	歯 科	千葉 容太	中新田1-18-35 ユーカリ歯科医院	H17.4.1	19	年 3 月
		石井 聡	大谷南2-16-21 石井歯科医院	H17.4.1	19	年 3 月
	薬剤師	青木 茂昌	中野1-19-35 ドラッグくすり箱	H8.4.1	28	年 3 月
杉 久 保 小 学 校	内 科	野澤 富一	杉久保北4-13-14 のざわ小児科内科医院	H13.4.1	23	年 3 月
	歯 科	菱沼 康一	中央2-4-1 ライオン歯科(R1.5.22確認)	H17.4.1	19	年 3 月
		鈴木 美奈子	国分寺台5-13-12 鈴木歯科医院	H28.4.1	8	年 3 月
	薬剤師	熊谷 美和	国分寺台5-13-4 野崎調剤薬局	R5.4.1	1	年 3 月
今 泉 小 学 校	内 科	山下 愛茜	下今泉4-2-14 えびなファミリークリニック ソラーレ	R4.4.1	2	年 3 月
		真部 哲治	東柏ヶ谷3-13-6-301 まなべ小児科クリニック	R5.4.1	1	年 3 月
	歯 科	前谷 久	柏ヶ谷713-3 前谷歯科医院	H1.4.1	35	年 3 月
		吉原 正剛	上今泉2-9-7-8 Dental Clinic らいふ	H31.4.1	5	年 3 月
	薬剤師	森田 肇	海老名市柏ヶ谷640-2 1F クリエイトかしわ台駅前店	R4.4.1	2	年 3 月
杉 本 小 学 校	内 科	真部 哲治	東柏ヶ谷3-13-6-301 まなべ小児科クリニック	R5.4.1	1	年 3 月
	歯 科	伊藤 真理湖	東柏ヶ谷3-3-19 歯科伊藤医院	H17.4.1	19	年 3 月
		中村 盛幸	柏ヶ谷706-3-102 さくら歯科	H30.4.1	6	年 3 月
	薬剤師	田端 康	(勤務薬局なし)	H24.4.1	12	年 3 月

令和6年7月1日現在

医師会長 高橋 裕一郎

歯科医師会長 盛田 健司

薬剤師会長 小林 弘忠

令和6年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師名簿

学 校 名	区 分	氏 名	所 在 地 ・ 機 関 名		委嘱年月日	担当校委嘱年数	
海 老 名 中 学 校	内 科	山 田 博之	国分南3-6-17	海老名中央医院	R2.7.1	4	年 0 月
	歯 科	鈴木 仙一	勝瀬140-3	ライオンインプラントセンター	H13.9.1	22	年 10 月
		町田 清鳳	国分北1-3-23	まちだ歯科医院	H17.4.1	19	年 3 月
	薬剤師	坂之上 和稔	中央1-13-1 ビナウォーク4番館1F	アイン薬局	H30.4.1	6	年 3 月
有 馬 中 学 校	内 科	篠原 美絵	さつき町1-21-101	さつき町診療所	R3.4.1	3	年 3 月
	歯 科	坂上 雅史	中央2-1-5	マーブル歯科	H17.4.1	19	年 3 月
		原 房 宏	中央3-5-6	原歯科医院	H17.4.1	19	年 3 月
	薬剤師	小池 徹	海老名市扇町3-6	なの花薬局海老名扇町店	R6.4.1	0	年 3 月
海 西 中 学 校	内 科	篠原 美絵	さつき町1-21-101	さつき町診療所	R5.9.1	0	年 10 月
	歯 科	札川 秀忠	河原口1005-1	さつかわ歯科医院	H17.4.1	19	年 3 月
		佐藤 百合子	河原口1320	海老名総合病院歯科・ 口腔外科	R6.4.1	0	年 3 月
	薬剤師	篠崎 ひろみ	上今泉5-20-17	篠崎薬局	H26.4.1	10	年 3 月
柏 ケ 谷 中 学 校	内 科	大山 泰弘	扇町3-3-203	海老名西口こころの診療所	H28.5.1	8	年 2 月
	歯 科	山名 裕見	東柏ケ谷1-14-30	山名歯科医院	S63.4.1	36	年 3 月
		和田 信吾	下今泉1-1-12	和田歯科診療室	H30.4.1	6	年 3 月
	薬剤師	坂本 樹里	東柏ケ谷3-3-19	なの花薬局さがみ野店	H29.4.1	7	年 3 月
大 谷 中 学 校	内 科	中江 陽一郎	中央3-3-1 駅前クリニックモール2階	なかえこどもクリニック	H23.4.1	13	年 3 月
	歯 科	田村 俊明	中央1-19-33 3階	アップル歯科クリニック	R4.4.1	2	年 3 月
		国分 真	中央1-8-4	国分歯科クリニック	H17.4.1	19	年 3 月
	薬剤師	池浦 亨枝	扇町3-6	なの花薬局海老名扇町店	H29.4.1	7	年 3 月
今 泉 中 学 校	内 科	山下 愛茜	下今泉4-2-14 グランツ海老名1F	えびなファミリークリニック ソラーレ	R4.4.1	2	年 3 月
	歯 科	石渡 靖夫	中央2-5-34	いしわた矯正歯科医院	H17.4.1	19	年 3 月
		黒川 志保美	中央2-4-1 海老名イオン2F	ライオン歯科	R6.4.1	0	年 3 月
	薬剤師	小林 弘忠	国分北2-15-14	ガーデン薬局	H23.4.1	13	年 3 月

区 分	氏 名	所 在 地 ・ 機 関 名		委嘱年月日	通算委嘱年数	
海老名市立学校 眼科校医	小川 泰典	中央1-13-1 ビナウォーク4番館1F	小川眼科	H29.4.1	7	年 3 月
海老名市立学校 眼科校医	三谷 貴一郎	東柏ケ谷5-18-19 三紫ビル1F	みたに眼科クリニック	H25.4.1	11	年 3 月
海老名市立学校 眼科校医	松島 新吾	中央2-8-31	松島眼科クリニック	H10.4.1	26	年 3 月
海老名市立学校 眼科校医	本間 啓藏	中央2-1-16 3F	本間眼科	H21.4.1	15	年 3 月
海老名市立学校 眼科校医	家久末 啓吾	柏ケ谷640-2	かくらい眼科	R3.4.1	3	年 3 月
海老名市立学校 眼科校医	伊藤 大樹	めぐみ町3-1 ビナガーデンズパーチ8F	海老名駅前眼科ビナガーデンズ	R6.4.1	0	年 3 月
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	朴 茂男	東柏ケ谷1-14-17	さがみ野耳鼻咽喉科	H5.4.1	31	年 3 月
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	田村 嘉之	中央2-2-17	海老名耳鼻咽喉科クリニック	H20.4.1	16	年 3 月
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	新川 真那実	秦野市南矢名1-6-40	新川クリニック	R4.4.1	2	年 3 月
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	井戸 光次朗	中央1-19-33	海老名こじろう耳鼻咽喉科	R3.4.1	3	年 3 月

非常勤特別職 新旧委嘱者一覧

学校歯科医

【新】

氏名	内容	備考
とくやま としひで 徳山 俊秀	委嘱	○所属 さがみ野駅前歯科クリニック ○委嘱する学校 門沢橋小学校

【旧】

氏名	内容	備考
あべ ひろゆき 阿部 祐幸	辞職	○担当校 門沢橋小学校 ○委嘱期間等 令和5年4月1日～令和6年6月30日 (通算1年3か月)

令和6年6月30日

海老名市教育委員会 殿



(一社) 海老名市歯科医師会
会 長 盛田 健司



学校歯科校医変更届

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は本会の運営に格別のご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、本会会員から令和6年6月30日をもって本会を退会したい旨の申し出がありました。

ついては、本年6月の理事会において後任となる学校歯科校医を選任いたしました。

ついては、令和6年7月1日をもって、海老名市立学校の歯科校医を次のとおり変更いたします。

関係書類を添えてご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

敬具

記

以上

学校名 海老名市立門沢橋小学校

変更前 担当歯科医名 阿部 祐幸（さがみ野駅前歯科クリニック）

変更後 担当歯科医名 徳山 俊秀

生年月日 平成7年3月22日

医療機関名 さがみ野駅前歯科クリニック

海老名市東柏ヶ谷3-1-14

事務担当：海老名市歯科医師会事務局

電話 235-4799